

# 不燃化推進条例に基づく許可基準の制定に関する意見公募

平成 27 年 1 月 横浜市建築局

横浜市では、不燃化推進条例(横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例)の制定に伴い、同条例第 6 条第 3 項の規定に基づく許可基準の制定を検討しております。

つきましては、広く市民の皆様からご意見を頂きたく、次の要領で意見の公募を行います。この取扱いに対するご意見をお寄せください。

## 1 許可基準(案)

別紙のとおり

## 2 意見公募期間

平成 27 年 1 月 20 日(火)から平成 27 年 2 月 18 日(水)まで

## 3 ご意見提出方法

以下のいずれかの方法により、ご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### (1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：[kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp](mailto:kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp)

横浜市建築局建築情報課 建築企画担当 あて

### (2) 郵送または持参の場合

〒231-0012 横浜市中区相生町 3 丁目 56 番地の 1 JN ビル 5 階

横浜市役所 建築局建築情報課 建築企画担当 あて

※持参の場合、受付は平日 8:45 から 17:00 までです。

### (3) FAX の場合

FAX 番号：[045-681-2436](tel:045-681-2436)

横浜市役所 建築局建築情報課 建築企画担当 あて

## 4 注意事項

(1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別のご回答はいたしませんので、ご了承ください。

(2) ご意見の内容は、個人情報を除き、公開する場合があります。

(3) ご意見に付記された個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ使用します。その他、個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適切に取り扱います。

## 5 お問い合わせ先

横浜市 建築局建築情報課 建築企画担当

電話 045-671-2933

# 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例

## 第6条第3項の規定に基づく許可基準（案）

### 1 趣旨

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号）第6条第3項の規定に基づき、市長が建築物の周囲に空地を有する等防火上支障がないと認めて許可するにあたっての基準を次のとおり定める。

### 2 適用対象及び許可条件

次のいずれかに該当する建築物について、許可を行うものとする。

(1) 当該建築物が次のア及びイに該当するもの

ア 外壁及び軒裏が防火構造であること。

イ 外壁面から、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の他の建築物の外壁面までの距離が、10mを超えていること。ただし、当該建築物の外壁が、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面その他これらに類するものに面する部分については、この限りでない。

(2) 火災時において準耐火建築物と同等の性能が確保できるための設備等が有効に設けられているもの

#### 【設備等の設置例】

放水銃、ドレンチャー設備の設置により外部からの火を最低45分間防ぎ、かつ、スプリンクラー設備の設置等により他の部屋及び外部へ最低45分間は燃え広がらない対策を行う。

### 附 則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

#### 【参考】不燃化推進条例（抜粋）

（不燃化推進地域内の建築物）

第6条 不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物は、法第2条第9号の2に掲げる基準に適合する建築物若しくは同号に掲げる基準に適合する建築物以外の建築物で同条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同条第9号の2ロに規定する防火設備を有するもの又は令第136条の2第1号から第7号までに掲げる基準（3階以上の階に関する部分を除く。）に適合する建築物としなければならない。ただし、その建築物の全部又は一部が防火地域内にあるもの（その建築物の一部が防火地域内にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分を除く。）については、この限りでない。

3 第1項の規定は、市長が建築物の周囲に空地を有する等防火上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。